

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月10日

【四半期会計期間】 第92期第1四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

【会社名】 大太平洋金属株式会社

【英訳名】 Pacific Metals Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐々木 朗

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

【電話番号】 03(3201)6662(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 菅井 一之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

【電話番号】 03(3201)6662(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 菅井 一之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第1四半期 連結累計期間	第92期 第1四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	9,008	10,242	38,697
経常損失() (百万円)	1,536	2,261	515
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失() (百万円)	1,999	2,406	3,561
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,832	2,488	3,953
純資産額 (百万円)	64,900	61,282	63,771
総資産額 (百万円)	70,956	69,864	71,760
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	10.25	12.33	18.25
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	91.23	87.45	88.62

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の各種経済政策を背景に、企業収益及び雇用環境は改善し、また、設備投資も持ち直しており、緩やかな回復基調が継続しました。

海外経済については、中国の景気減速基調は持ち直しの動きが見られ、米国は雇用・所得環境等の改善傾向が継続しており、また、欧州においては労働市場が概ね改善傾向にあり、全体的に堅調な推移となりました。その中で、英国の欧州連合離脱問題、米国の政策運営及び金融政策正常化の影響等、先行きには不透明感を残しました。

このような状況のもと、当社グループの売上高並びに損益の大半を占めるニッケル事業の主需要先であるステンレス鋼業界は、国内外の稼働率にばらつきがあり、生産活動の一部調整が見られますが、受注状況は底堅く、安定基調で推移しました。

このため、フェロニッケル需要は、一定の需給環境の中、堅調な推移となりました。

フェロニッケル製品の主原料であるニッケル鉱石の調達先は、主要調達先のフィリピンにおける鉱業の環境規制の厳格化により、一部の鉱山は依然として操業停止命令・勧告を受けておりますが、当第1四半期連結累計期間における当社の鉱石調達量には影響ありませんでした。

ニッケル鉱石の価格に関しては、インドネシア未加工鉱石禁輸政策が一部緩和されたものの、鉱石供給懸念等の影響が未だ残っているため依然高水準であり、原価高を招く状況は継続しました。

ロンドン金属取引所(LME)におけるニッケル価格は、不安定な原油等商品市況、不透明感のある国際金融市場並びにインドネシア未加工鉱石禁輸政策の緩和措置に伴う鉱石供給懸念減速の影響を受け、また、依然高水準のニッケル在庫に対する供給過剰感等も重しとなっており、低調な推移となりました。

その中で、当社のフェロニッケル販売数量は、当社取引先の需要は堅調であり、前年同四半期と比べ国内向けは減少したものの海外向けは増加し、全体では前年同四半期比0.8%の増加となりました。

フェロニッケル製品の販売価格は、価格形成の指標となる当社適用LMEニッケル価格は前年同四半期比11.3%上昇し、また、当社適用平均為替レートは前年同四半期比1.1%円安となった結果、価格高となりました。

このような総じて不透明感のある経営環境のもと、当社は、慎重な生産並びに販売体制としており、また、コスト削減活動を中心に収益強化策等を推し進めておりますが、軟調なLMEニッケル価格及びニッケル鉱石価格高が業績に大きく影響しました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の連結経営成績は、連結売上高10,242百万円、前年同四半期比13.7%増収の一方で、営業損失は3,113百万円（前年同四半期営業損失1,828百万円）となりました。また、主に持分法による投資利益666百万円（持分法適用会社6社）等を計上した経常損失は2,261百万円（前年同四半期経常損失1,536百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は2,406百万円（前年同四半期親会社株主に帰属する四半期純損失1,999百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

ニッケル事業

ニッケル事業についての業績は、「(1) 業績の状況」に記載のとおりであります。

その結果、当部門の売上高は10,014百万円、前年同四半期比15.3%の増収、営業損失は3,136百万円（前年同四半期営業損失1,896百万円）となりました。

発電事業

発電事業につきましては、前年同四半期と比べ減収減益になりましたが、一定の稼働を維持しており利益計上となりました。

その結果、当部門の売上高は100百万円、前年同四半期比35.6%の減収、営業利益は10百万円、前年同四半期比では57.7%の減益となりました。

その他

その他の事業部門につきましては、ガス事業は安定した操業で一定の利益水準を維持しましたが、不動産事業は販売不振及び廃棄物リサイクル事業は受注等が低迷したため、当部門は損失計上となりました。

その結果、当部門の売上高は166百万円、前年同四半期比20.4%の減収、営業損失は2百万円(前年同四半期営業利益34百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部

資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,895百万円減少し、69,864百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の流動資産は、低調な業績の影響及び各種決済による支出等により現金及び預金は減少し、その他の要因も含め前連結会計年度末に比べ2,487百万円の減少となりました。

固定資産は、一部保有株式の市場価格上昇に伴う投資有価証券の増加等もあり、前連結会計年度末に比べ591百万円の増加となりました。

負債の部

負債合計は、前連結会計年度末に比べ593百万円増加し、8,581百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の流動負債は、支払手形及び買掛金の増加等により、前連結会計年度末に比べ449百万円の増加となりました。

固定負債は、投資有価証券評価差額に係る繰延税金負債の増加等により、前連結会計年度末に比べ143百万円の増加となりました。

純資産の部

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ2,489百万円減少し、61,282百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末においては、株主資本は損失等計上により2,407百万円の減少及びその他の包括利益累計額は為替換算調整勘定の減少等により91百万円の減少並びに非支配株主持分は9百万円の増加となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

(a) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

もとより当社は、株式の大量買付であっても、これらの当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の企業価値の源泉は、フェロニッケル専門メーカーとしての独自の製錬技術、及びそれを支える個々の従業員の技術・ノウハウ等、生産設備や個々の従業員の能力等に基づく高い生産性、フェロニッケルの販売先及び原料調達先等との信頼関係等にあると考えております。当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そして、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(b) 基本方針実現のための取り組みの内容の概要

基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成28年度から同30年度までを計画期間とする中期経営計画「PAMCO-30」を平成28年5月10日付で策定し、公表しております。

中期経営計画「PAMCO-30」は、()収益力、()生産・販売力、()技術力、()品質のすべてにおいて世界トップクラスのフェロニッケルメーカーを目指すという長期ビジョン達成のための第一段階であり、現在の経営環境を踏まえた「基盤固め」及び第二段階への「種まき」を主軸として邁進するものです。具体的には、当社は、フェロニッケルの生産・販売施策の強化、ニッケル資源調達の安定化、収益性の強化、技術力・現場力の強化、環境対策及び労働安全衛生対策の強化、コンプライアンス、ガバナンス体制の強化を重点施策としております。

これらの諸施策を実行することで、いかなる事業環境でも利益を出せる強靱な企業体質を構築するとともに、成長戦略による企業価値向上を実現することを目指してまいります。

また、利益配当金につきましては、当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、企業体質の充実・強化を図りつつ、連結配当性向30%を目途に実施してまいります。内部留保金につきましては、経営環境の変化に機能的に対応するための基金とするとともに、資源確保、新技術の開発、設備投資、資本政策の一環としての自己株取得等に活用してまいります。

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、独立性のある社外取締役を複数選任することにより経営に対するモニタリング機能の強化を図っております。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化を図るため、執行役員制も導入しております。

監査役につきましては、社外監査役3名を含む4名により監査役会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席する等、取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、内部統制委員会や取締役会直属の監査室の設置等により内部統制の強化も図っております。

基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社が、平成28年5月13日付取締役会決議及び同年6月29日付第90回定時株主総会の決議に基づき更新した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の概要は、下記のとおりです。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求め等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は大幅に希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等から構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、原則として、平成28年6月29日開催の第90回定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

(c) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の中期経営計画「PAMCO-30」、コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認の下に更新されたものであること、一定の場合には株主の皆様意思を確認する仕組みが設けられていること、その内容として対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性のある社外取締役等によって構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は専門家を利用することができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は30百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

(注)平成29年6月29日開催の第91回定時株主総会において、当社普通株式について、10株を1株の割合で併合する旨、及び株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって発行可能株式総数を500,000,000株から50,000,000株に変更する定款変更を行う旨が承認可決されております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	195,770,713	195,770,713	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数：1,000株 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。
計	195,770,713	195,770,713		

(注)平成29年6月29日開催の第91回定時株主総会において、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更を行う旨が承認可決されております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日		195,770		13,922		3,481

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 661,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 194,419,000	194,419	
単元未満株式	普通株式 690,713		
発行済株式総数	195,770,713		
総株主の議決権		194,419	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式18,000株(議決権数18個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式799株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大平洋金属株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目6番1号	661,000		661,000	0.34
計		661,000		661,000	0.34

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,509	24,052
受取手形及び売掛金	5,596	5,778
有価証券	200	200
商品及び製品	4,953	4,562
仕掛品	232	191
原材料及び貯蔵品	4,259	3,527
繰延税金資産	3	2
その他	2,203	2,155
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	42,956	40,469
固定資産		
有形固定資産	9,542	9,474
無形固定資産	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	19,180	19,839
その他	85	86
貸倒引当金	5	5
投資その他の資産合計	19,260	19,919
固定資産合計	28,803	29,395
資産合計	71,760	69,864

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,191	1,885
未払費用	1,399	1,459
未払法人税等	108	39
賞与引当金	266	85
その他	398	342
流動負債合計	3,363	3,812
固定負債		
退職給付に係る負債	799	789
再評価に係る繰延税金負債	751	751
繰延税金負債	949	1,137
訴訟損失引当金	15	15
契約損失引当金	1,942	1,907
その他	166	168
固定負債合計	4,625	4,769
負債合計	7,988	8,581
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,922	13,922
資本剰余金	3,481	3,481
利益剰余金	44,429	42,023
自己株式	427	428
株主資本合計	61,404	58,997
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,863	2,163
土地再評価差額金	865	865
為替換算調整勘定	242	650
退職給付に係る調整累計額	295	279
その他の包括利益累計額合計	2,191	2,099
非支配株主持分	175	184
純資産合計	63,771	61,282
負債純資産合計	71,760	69,864

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
売上高	9,008	10,242
売上原価	10,148	12,640
売上総損失()	1,140	2,398
販売費及び一般管理費		
販売費	371	386
一般管理費	316	328
販売費及び一般管理費合計	687	715
営業損失()	1,828	3,113
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	56	155
不動産賃貸料	17	21
持分法による投資利益	347	666
その他	20	48
営業外収益合計	443	894
営業外費用		
支払利息	0	0
為替差損	117	8
設備賃貸費用	8	6
外国源泉税	11	11
その他	12	16
営業外費用合計	151	42
経常損失()	1,536	2,261
特別利益		
固定資産売却益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
減損損失	49	14
固定資産除却損	2	0
投資有価証券売却損	352	-
投資有価証券評価損	20	17
特別損失合計	425	32
税金等調整前四半期純損失()	1,962	2,294
法人税、住民税及び事業税	27	40
法人税等調整額	4	61
法人税等合計	22	102
四半期純損失()	1,985	2,397
非支配株主に帰属する四半期純利益	14	9
親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,999	2,406

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純損失()	1,985	2,397
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	500	292
退職給付に係る調整額	12	10
持分法適用会社に対する持分相当額	359	393
その他の包括利益合計	847	91
四半期包括利益	2,832	2,488
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,847	2,497
非支配株主に係る四半期包括利益	14	9

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	95百万円	77百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	ニッケル 事業	発電事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	8,684	155	8,840	168	9,008	-	9,008
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	0	40	40	40	-
計	8,685	155	8,840	208	9,049	40	9,008
セグメント利益又は 損失()	1,896	25	1,870	34	1,836	7	1,828

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、不動産事業、ガス事業、廃棄物リサイクル事業であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額7百万円には、セグメント間取引消去7百万円、たな卸資産の調整額1百万円及びその他の調整額0百万円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「ニッケル事業」において、減損損失49百万円を計上しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ニッケル 事業	発電事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	10,005	100	10,105	137	10,242	-	10,242
セグメント間の内部売上高 又は振替高	8	-	8	29	37	37	-
計	10,014	100	10,114	166	10,280	37	10,242
セグメント利益又は 損失()	3,136	10	3,125	2	3,128	14	3,113

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、不動産事業、ガス事業、廃棄物リサイクル事業であります。
- 2 セグメント利益又は損失の調整額14百万円には、セグメント間取引消去7百万円、たな卸資産の調整額6百万円及びその他の調整額0百万円が含まれております。
- 3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「ニッケル事業」において、減損損失14百万円を計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	10.25円	12.33円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	1,999	2,406
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額() (百万円)	1,999	2,406
普通株式の期中平均株式数 (千株)	195,134	195,107

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

第91期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)配当については、平成29年4月28日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月10日

大太平洋金属株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 草 野 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 池 伸 城

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大太平洋金属株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大太平洋金属株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。